



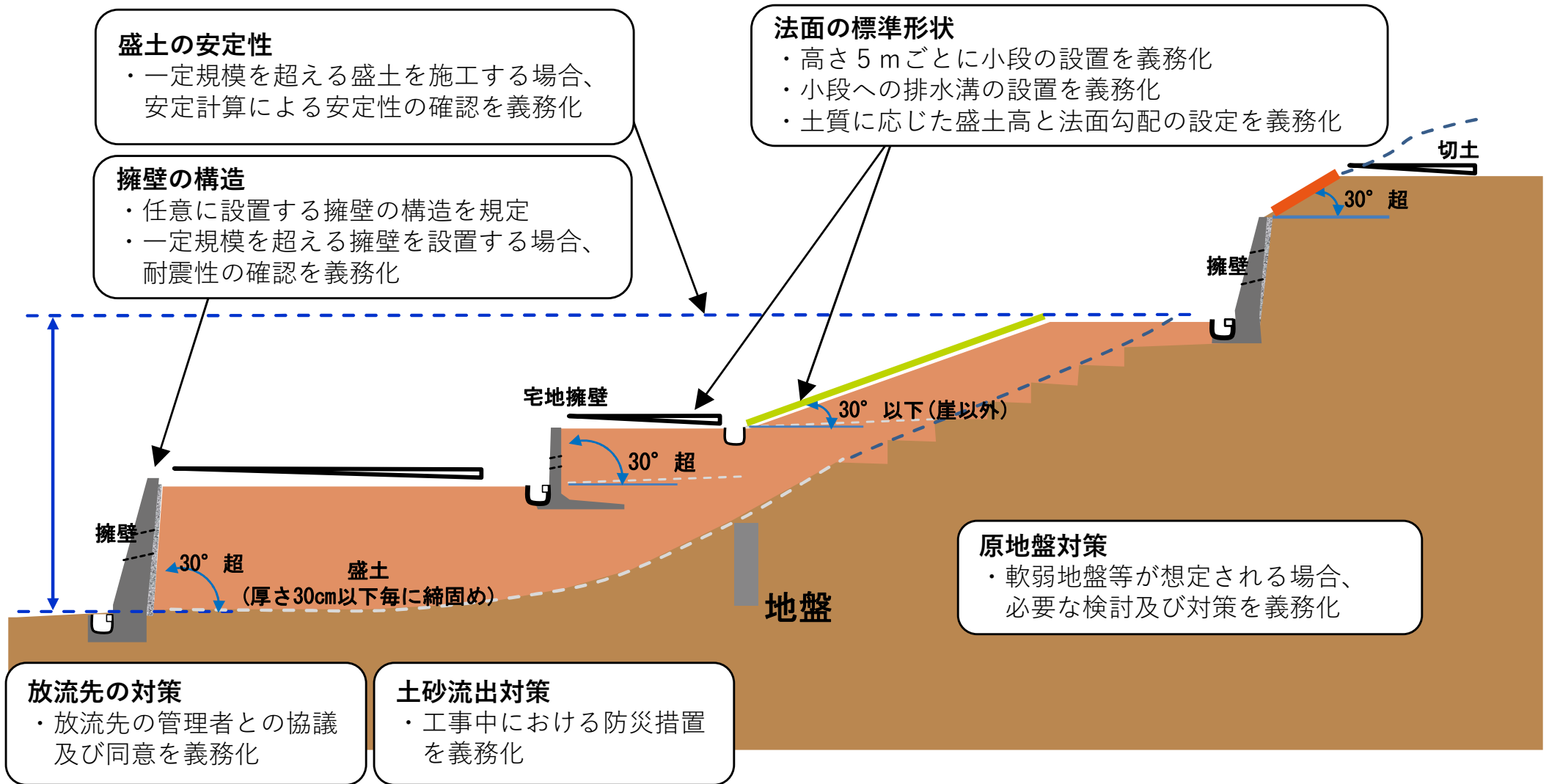
○技術的基準の付加・強化(政令第20条第2項)

| 項目 | | |
|---------------|-------------------------------|-----------|
| 全体イメージ | | … 2 ページ |
| 【1】地盤に講ずる措置 | | … 3~4 ページ |
| (1) | 法面の標準形状 | |
| (2) | 盛土の安定性の確認 | |
| (3) | 盛土をする前の地盤対策 | |
| 【2】擁壁に関する措置 | | … 5 ページ |
| (1) | 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造 | |
| (2) | 特殊の材料又は構法による擁壁の構造(国土交通大臣認定擁壁) | |
| (3) | 任意設置擁壁の構造 | |
| 【3】防災施設に関する措置 | | … 6 ページ |
| (1) | 放流先の対策 | |
| (2) | 土砂流出対策 | |

○擁壁・崖面崩壊防止施設の設置の代替措置の設定(政令第20条第1項)

| 項目 | | |
|----------|------------------------|---------|
| 擁壁等の代替措置 | | |
| — | 擁壁・崖面崩壊防止施設の設置の代替措置の設定 | … 7 ページ |

全体イメージ

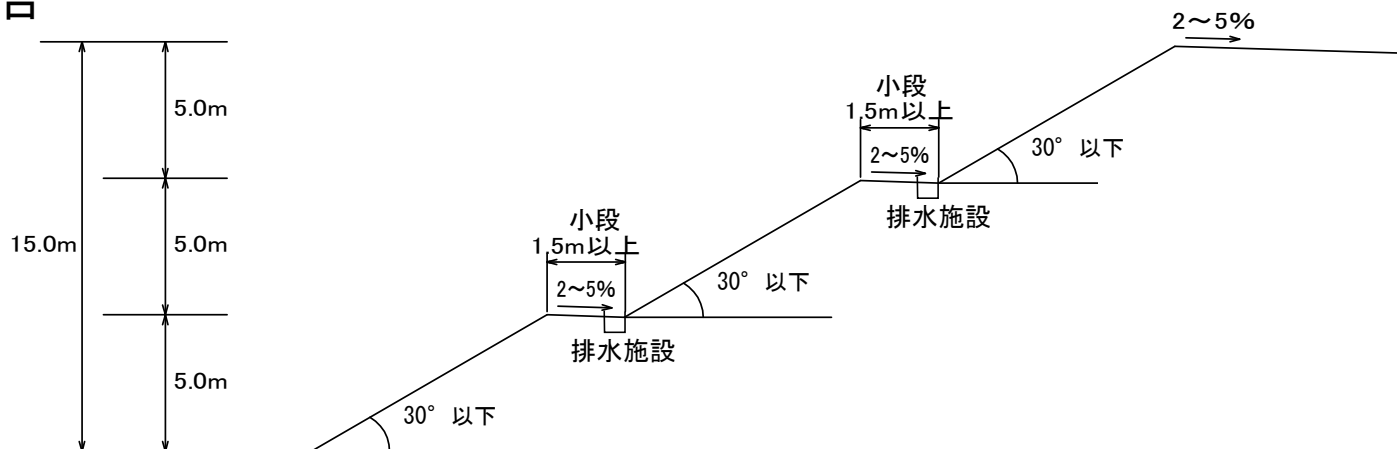


【1】地盤に講ずる措置

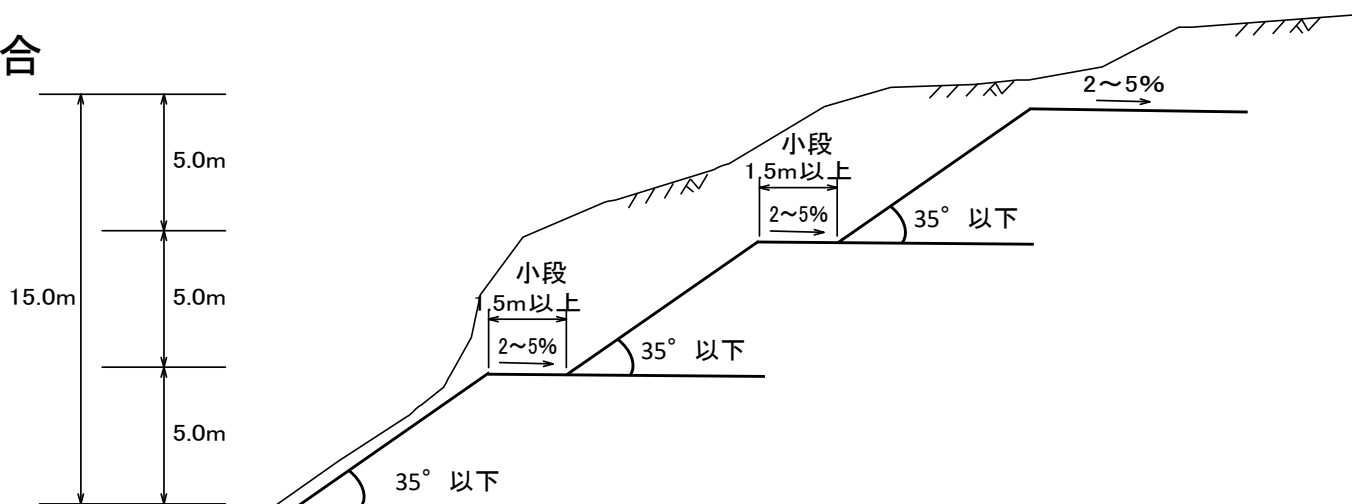


(1) 法面の標準形状

○盛土の場合



○切土の場合



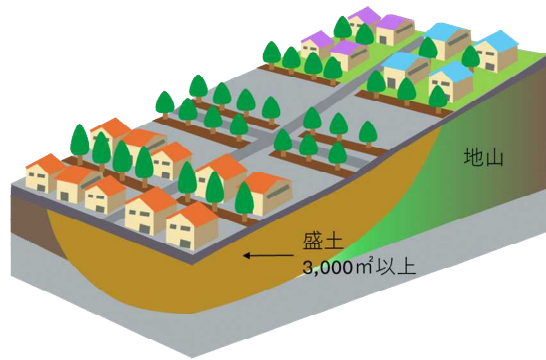
- ・高さが5m以上の盛土・切土については、高さ5mごとに幅1.5m以上の小段を設置することを義務化します。
- ・盛土に設ける小段には、排水溝を設置することを義務化します。
- ・盛土の高さと法面勾配は、土質の種類等に応じて適切に設定することを義務化します。

【1】地盤に講ずる措置



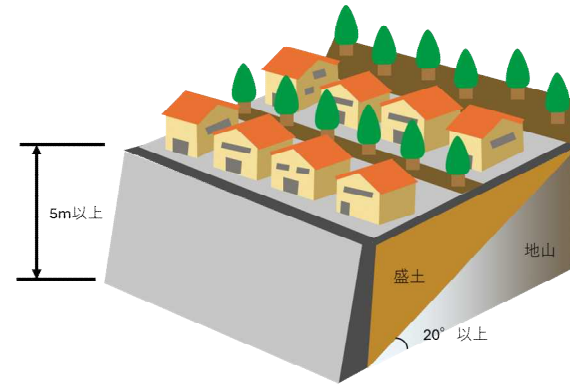
(2) 盛土の安定性の確認

① 谷埋め型大規模盛土造成地



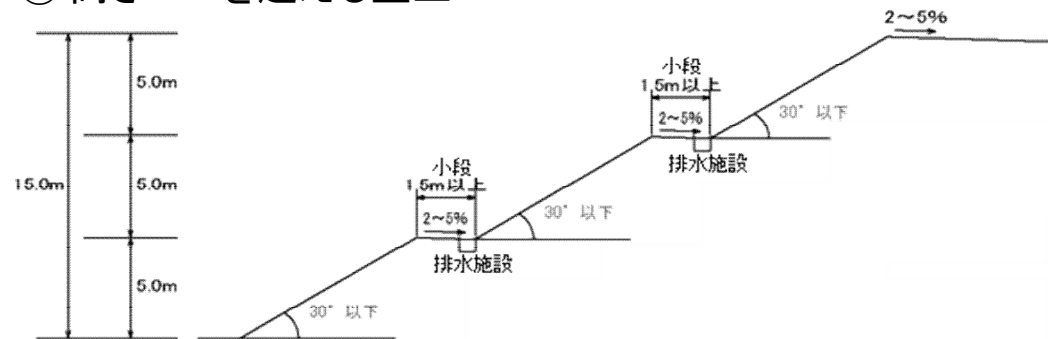
(谷埋め型大規模盛土造成地)
盛土をする土地の面積が
3,000㎡以上であり、かつ、盛土
をすることにより、当該盛土をす
る土地の地下水位が盛土をす
る前の地盤面の高さを超え、盛
土の内部に侵入することが想定
されるもの

② 腹付け型大規模盛土造成地



(腹付け型大規模盛土造成地)
盛土をする前の地盤面が水平
面に対し20度以上の角度をなし、
かつ、盛土の高さが5m以上と
なるもの

③ 高さ15mを超える盛土



一定の規模を超える盛土(上記①～③)を計画する場合には、安定計算による盛土の安定性の確認を義務化します。

(3) 盛土をする前の地盤対策

盛土をする場合、盛土及びその周辺の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、軟弱地盤や液状化等にかかる必要な検討及び対策を行うこと義務化します。

【2】擁壁に関する措置



(1) 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造

一定の規模を超える擁壁及び一定の規模を超える盛土及び切土に鉄筋コンクリート造擁壁又は無筋コンクリート造擁壁を設置する場合には、耐震性の確認を義務化します。

【対象】

- ・高さ5mを超える擁壁
- ・大規模な盛土(谷埋め型大規模盛土造成地、腹付け型大規模盛土造成地、高さ15mを超える盛土)
- ・高さ15mを超える切土

(2) 特殊の材料又は構法による擁壁の構造(国土交通大臣認定擁壁)

一定の規模を超える擁壁及び一定の規模を超える盛土・切土に国土交通大臣認定擁壁を設置する場合には、地震時の安定性を確保した擁壁とすることを義務化します。

【対象】

- ・高さ5mを超える擁壁
- ・大規模な盛土(谷埋め型大規模盛土造成地、腹付け型大規模盛土造成地、高さ15mを超える盛土)
- ・高さ15mを超える切土

(3) 任意設置擁壁の構造

高さ2m以下の崖面に任意で設置する擁壁について、その構造を規定します。

【構造】

- ・コンクリート造(鉄筋・無筋)
- ・練積み造(間知石・その他)
- ・法施行令第17条の国土交通大臣認定擁壁

【3】防災施設に関する措置



(1) 放流先の対策

工事区域内の排水を有効かつ適切に行うため、放流先の管理者との協議及びその同意を得た上で適切な排水先に接続することを義務化します。

(2) 土砂流出対策

工事区域外に土砂が流出しないよう、防災措置を講ずることを義務化します。

【防災措置の例】

- ・仮設防災調整池
- ・防災ダム
- ・沈砂池
- ・仮排水路
- ・法面保護工

擁壁・崖面崩壊防止施設の設置の代替措置の設定

災害の防止上支障がないと認められた土地において、擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置に代えて、取ることができる措置を定めます。

【他の工法】

- ・石積み工
- ・編柵工、筋工又は積苗工
- ・上記のほか、知事が適当と認めた工法